

改 正 案	
<p>（債権） 第二百四十条（略） 2・3（略） 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。 一・二（略） 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。） 四〇七（略）</p>	<p>附則第十四条の規定による改正後の地方自治法</p> <p>（債権） 第二百四十条（略） 2・3（略） 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。 一・二（略） 三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。） 四〇七（略）</p>